

# 貨物自動車運送事業法令試験の実施結果について

(令和6年5月15日実施分)

## 【合格者受験番号】

大58	大62	大64	大66	大67	大68	大69	大70	大71	大73	大74
大75	大76	大77	大78	大79	大80	京21	京22	京23	京24	京25
京26	奈13	奈15	奈16	滋9	和11	兵41	兵42	兵43		

※受験番号は法令試験実施通知書に記載しております。

- ・1回目の法令試験に不合格となられた方には、再試験実施通知を郵送いたします。
- ・再試験に不合格となられた方には、不合格通知書を郵送いたします。
- ・点数及び採点状況のお問い合わせはご遠慮願います。

**一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題**  
(注意事項:設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日時 令和 年 月 日

申請者名(法人名) \_\_\_\_\_

受験者の氏名 \_\_\_\_\_

I. 次の問題1から24の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

問題1 【貨物自動車運送事業法】(定義)

この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

( )

問題2 【貨物自動車運送事業法】(運賃及び料金等の揭示)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項について、主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。

( )

問題3 【貨物自動車運送事業法】(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

( )

問題4 【貨物自動車運送事業法】(名義の利用等の禁止)

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

( )

**一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題**  
(注意事項:設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日時 令和 年 月 日

申請者名(法人名) \_\_\_\_\_

受験者の氏名 \_\_\_\_\_

I. 次の問題1から24の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

問題1 【貨物自動車運送事業法】(定義)

この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

( ○ )

問題2 【貨物自動車運送事業法】(運賃及び料金等の揭示)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項について、主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。

( × )

問題3 【貨物自動車運送事業法】(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

( ○ )

問題4 【貨物自動車運送事業法】(名義の利用等の禁止)

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

( ○ )

問題5 【貨物自動車運送事業法】(事業の譲渡し及び譲受け等)

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

( )

問題6 【貨物自動車運送事業法】(事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

( )

問題7 【貨物自動車運送事業法】(許可の取消し等)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法第八十三条若しくは第九十五条の規定若しくは同法第八十四条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したときには、一年以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は貨物自動車運送事業法第三条の許可を取り消すことができる。

( )

問題8 【貨物自動車運送事業法】(荷主の責務)

荷主は、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

( )

問題9 【貨物自動車運送事業法施行規則】(事業の遂行能力の審査)

国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第三条の規定による許可の申請が貨物自動車運送事業法第六条第三号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる事項に関して審査するものとする。

1. 一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な資金に関する計画
2. 健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の支払能力
3. 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払能力
4. 一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な法令に関する知識
5. 前各号に掲げるもののほか、事業を適確に、かつ、継続して遂行するために必要な能力に関する事項

( )

問題5 【貨物自動車運送事業法】(事業の譲渡し及び譲受け等)

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

( × )

問題6 【貨物自動車運送事業法】(事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

( ○ )

問題7 【貨物自動車運送事業法】(許可の取消し等)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法第八十三条若しくは第九十五条の規定若しくは同法第八十四条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したときには、一年以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は貨物自動車運送事業法第三条の許可を取り消すことができる。

( × )

問題8 【貨物自動車運送事業法】(荷主の責務)

荷主は、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

( ○ )

問題9 【貨物自動車運送事業法施行規則】(事業の遂行能力の審査)

国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第三条の規定による許可の申請が貨物自動車運送事業法第六条第三号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる事項に関して審査するものとする。

1. 一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な資金に関する計画
2. 健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の支払能力
3. 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払能力
4. 一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な法令に関する知識
5. 前各号に掲げるもののほか、事業を適確に、かつ、継続して遂行するために必要な能力に関する事項

( ○ )

問題10 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表)

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業法第二十三条、第二十六条又は第三十三条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

( )

問題11 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(点検等のための施設)

貨物自動車運送事業者は、主たる事務所に、事業用自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

( )

問題12 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(点呼等)

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器を運転者ごとに備え、常時有効に保持するとともに、貨物自動車運送事業輸送安全規則第三項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者のアルコール検知器を用いて行わなければならない。

( )

問題13 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(業務の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに定められた事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

( )

問題14 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者等の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。)の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を五十で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、五両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。

( )

問題10 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表)

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業法第二十三条、第二十六条又は第三十三条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

( O )

問題11 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(点検等のための施設)

貨物自動車運送事業者は、主たる事務所に、事業用自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

( X )

問題12 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(点呼等)

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器を運転者ごとに備え、常時有効に保持するとともに、貨物自動車運送事業輸送安全規則第三項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者のアルコール検知器を用いて行わなければならない。

( X )

問題13 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(業務の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに定められた事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

( O )

問題14 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者等の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。)の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を五十で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、五両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。

( X )

問題15 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者等の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者資格者証若しくは道路運送法第二十三条の二第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であって貨物自動車運送事業輸送安全規則第十二条の二及び第十二条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者を選任することができる。

( )

問題16 【自動車事故報告規則】(報告書の提出)

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する運行管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は、その使用する自動車について、自動車事故報告規則第二条各号の事故があった場合には、当該事故があった日から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

( )

問題17 【道路運送法】(自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を所有する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

( )

問題18 【道路交通法】(交通事故の場合の措置)

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。

( )

問題19 【道路交通法】(使用者に対する通知)

車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の使用者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

( )

問題15 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者等の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者資格者証若しくは道路運送法第二十三条の二第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であって貨物自動車運送事業輸送安全規則第十二条の二及び第十二条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者を選任することができる。

( ○ )

問題16 【自動車事故報告規則】(報告書の提出)

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する運行管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は、その使用する自動車について、自動車事故報告規則第二条各号の事故があった場合には、当該事故があった日から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

( × )

問題17 【道路運送法】(自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を所有する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

( × )

問題18 【道路交通法】(交通事故の場合の措置)

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。

( ○ )

問題19 【道路交通法】(使用者に対する通知)

車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の使用者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

( ○ )

問題20 【労働基準法】(解雇の予告)

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

( )

問題21 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】  
(貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

使用者は、貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法第二条第一項の貨物自動車運送事業をいう。)に従事する自動車運転者を使用する場合は、一日についての拘束時間は、十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は十六時間とすること。ただし、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る一週間における運行が全て長距離貨物運送(一の運行(自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に到着するまでをいう。)の走行距離が四百五十キロメートル以上の貨物運送をいう。)であり、かつ、一の運行における休息期間が、当該自動車運転者の住所地以外の場所におけるものである場合においては、当該一週間について二回に限り最大拘束時間を十八時間とすることができる。

( )

問題22 【労働安全衛生法】(健康診断)

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

( )

問題23 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、事業者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

( )

問題24 【下請代金支払遅延等防止法】(遅延利息)

親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

( )

問題20 【労働基準法】(解雇の予告)

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

( O )

問題21 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】  
(貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

使用者は、貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法第二条第一項の貨物自動車運送事業をいう。)に従事する自動車運転者を使用する場合は、一日についての拘束時間は、十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は十六時間とすること。ただし、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る一週間における運行が全て長距離貨物運送(一の運行(自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に到着するまでをいう。)の走行距離が四百五十キロメートル以上の貨物運送をいう。)であり、かつ、一の運行における休息期間が、当該自動車運転者の住所地以外の場所におけるものである場合においては、当該一週間について二回に限り最大拘束時間を十八時間とすることができる。

( X )

問題22 【労働安全衛生法】(健康診断)

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

( O )

問題23 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、事業者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

( X )

問題24 【下請代金支払遅延等防止法】(遅延利息)

親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

( O )

II. 次の問題25から30の文章の指示に従って、設問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業法】(事業改善の命令)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し事業改善を命ずることができるが、命ずることができる事項として、次のア～ウのうち、正しい事項には○を、誤っている事項には×を( )内に記入しなさい。

- ア. 運送約款を変更すること。 ( )
- イ. 自動車その他の輸送施設に関し改善措置を講ずること。 ( )
- ウ. 荷主との取引を停止すること。 ( )

問題26 【貨物自動車運送事業法施行規則】(運送約款の記載事項)

一般貨物自動車運送事業者は運送約款を定めなければならないが、その運送約款に記載しなければならない事項として、次のア～ウのうち、正しい事項には○を、誤っている事項には×を( )内に記入しなさい。

- ア. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別 ( )
- イ. 積み及び取り卸しに関する事項 ( )
- ウ. 受取、引渡し及び保管に関する事項 ( )

問題27 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(事故の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならないが、当該事故について記録しなければならない事項として、次のア～ウのうち、正しい事項には○を、誤っている事項には×を( )内に記入しなさい。

- ア. 運行管理者の氏名 ( )
- イ. 事故の概要(損害の程度を含む。) ( )
- ウ. 再発防止対策 ( )

問題28 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者の業務)

運行管理者の業務として、次のア～ウのうち、正しいものに○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。 ( )
- イ. 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。 ( )
- ウ. 運転者等台帳を作成し、営業所に備え置くこと。 ( )

II. 次の問題25から30の文章の指示に従って、設問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業法】(事業改善の命令)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し事業改善を命ずることができるが、命ずることができる事項として、次のア～ウのうち、正しい事項には○を、誤っている事項には×を( )内に記入しなさい。

- ア. 運送約款を変更すること。 ( ○ )
- イ. 自動車その他の輸送施設に関し改善措置を講ずること。 ( ○ )
- ウ. 荷主との取引を停止すること。 ( × )

問題26 【貨物自動車運送事業法施行規則】(運送約款の記載事項)

一般貨物自動車運送事業者は運送約款を定めなければならないが、その運送約款に記載しなければならない事項として、次のア～ウのうち、正しい事項には○を、誤っている事項には×を( )内に記入しなさい。

- ア. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別 ( ○ )
- イ. 積み及び取り卸しに関する事項 ( ○ )
- ウ. 受取、引渡し及び保管に関する事項 ( ○ )

問題27 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(事故の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならないが、当該事故について記録しなければならない事項として、次のア～ウのうち、正しい事項には○を、誤っている事項には×を( )内に記入しなさい。

- ア. 運行管理者の氏名 ( × )
- イ. 事故の概要(損害の程度を含む。) ( ○ )
- ウ. 再発防止対策 ( ○ )

問題28 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者の業務)

運行管理者の業務として、次のア～ウのうち、正しいものに○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。 ( ○ )
- イ. 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。 ( × )
- ウ. 運転者等台帳を作成し、営業所に備え置くこと。 ( ○ )

問題29 【貨物自動車運送事業報告規則】(事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者(特別積み合わせ貨物運送を除く。)は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期をア～カから正しいものを1つ選び、( )内に記入しなさい。

- 1 事業報告書 ( )  
2 事業実績報告書 ( )

- ア. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日内  
イ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後毎年五月三十一日まで  
ウ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百二十日内  
エ. 前年一月一日から前年十二月三十一日までの期間に係るものを毎年五月三十一日まで  
オ. 前年十月一日から九月三十日までの期間に係るものを毎年十二月三十一日まで  
カ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで

問題30 【自動車事故報告規則】(定義)

自動車事故報告規則に定められている国土交通大臣への報告が必要な事故について、次のア～ウのうち、正しい事項には○を、誤っている事項には×を( )内に記入しなさい。

- ア. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの ( )  
イ. 運転者又は特定自動運行保安員の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの ( )  
ウ. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、一時間以上自動車の通行を禁止させたもの ( )

問題29 【貨物自動車運送事業報告規則】(事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者(特別積み合わせ貨物運送を除く。)は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期をア～カから正しいものを1つ選び、( )内に記入しなさい。

- 1 事業報告書 (ア)  
2 事業実績報告書 (カ)

- ア. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日内  
イ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後毎年五月三十一日まで  
ウ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百二十日内  
エ. 前年一月一日から前年十二月三十一日までの期間に係るものを毎年五月三十一日まで  
オ. 前年十月一日から九月三十日までの期間に係るものを毎年十二月三十一日まで  
カ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで

問題30 【自動車事故報告規則】(定義)

自動車事故報告規則に定められている国土交通大臣への報告が必要な事故について、次のア～ウのうち、正しい事項には○を、誤っている事項には×を( )内に記入しなさい。

- ア. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの (○)  
イ. 運転者又は特定自動運行保安員の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの (○)  
ウ. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、一時間以上自動車の通行を禁止させたもの (×)



「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験」の  
令和6年5月の受験者数及び合格者数については 下記のとおり

	受験者数	合格者数	合格率
令和6年5月	36	31	86.1%